

税務キヤツチ・アップ 地方税関係

個人住民税の非課税の範囲

1はじめに

平成26年4月の消費税引き上げに伴う、所得の少ない方への影響緩和策として臨時福祉給付金（経済対策分）の支給が平成29年度にも行われていたが、この支給対象となる個人住民税が課税されていない者（生活保護受給者を除く）の範囲は、その家族構成次第では年収が300万円程度の家庭もその対象となっていた。

毎月の給料等の支給額から所得税は徴収されており、年末に発行される源泉徴収票に所得税の納税額が記載されても、住民税は非課税である場合が時として見られていた。地方税法においては、合計所得金額から所得控除額の合計額を控除した課税総所得金額がそのまま課税対象金額となるのではなく、道府県民税、市町村民税（以下「住民税」とする。）共に法律によって一定の非課税の範囲を定めおり、均等割の非課税の範囲については一定の地域ごとの基準を設けて定めているのである。

2均等割の非課税

住民税は、次の①、②号のいずれかに該当する者に対しては、均等割と所得割の双方を課することができるとし、③号に該当する者については均等割を課

することができないとしている。（地方税法24条の5、37条、314条の6、295条）

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く）
- ③ <扶養親族の無い場合>…前年中の合計所得金額≤35万円*1

<扶養親族のある場合>……前年中の合計所得金額≤35万円*1×（本人+控除対象配偶者+扶養親族数）+21万円*2

この場合の扶養親族とは、扶養控除に該当する扶養親族と年少扶養親族を合わせたものとする。

* 1 基本額35万円は、全国一律ではなく生活保護法において定める地域の級地区分ごとに定められている。1級地35万円2級地32万円3級地28万円

* 2 加算額21万円も基本額と同様、地域の級地によって1級地21万円2級地19万円3級地17万円となっている。

3所得割の非課税

住民税の所得割の非課税の範囲は前述の均等割の非課税の範囲とほぼ同じであるが、基本額

35万円、加算額32万円を全国一律の一定額として計算する。

4まとめ

住民税の均等割、所得割の非課税の範囲の計算式を見ると扶養親族が多いほどその基準額が高く、また地域によっては基準額が異なっていることがわかる。首都圏近郊でも東京都のあきる野市や神奈川県の海老名市、埼玉県の川越市などは2級地となり基本額、加算額が多少低くなっている。

例えば、東京23区内で夫婦と子ども4人の6人家族の場合、給与収入が年収356万円までは均等割が非課税、370万円までは数千円の均等割の負担はあるが所得割は非課税となる。しかし375万円の年収になると年額で43千円程度の住民税が課されることとなる。非課税の範囲を超えた場合、一時に高額な税負担とならない様、調整控除という調整措置が設けられてはいるが、給与が5万円増えただけでほぼ増加額と同額の住民税が課税される。賃上げ政策等が話題となっている昨今、住民税の非課税範囲のボーダーラインにある家庭では春先の住民税の課税通知に注目すべきである。

（右山研究グループ
税理士 山本 裕子）